

規制はどのように変わるの？

産業活動や住民生活を行ううえで、道立自然公園条例と自然公園法の制度上の規制内容に大きな違いはありません。

国定公園の指定を受けるには特別保護地区の指定が不可欠になっていきますが、国定公園の検討にあたっては天然記念物指定区域の霧多布湿原と、極めて学術的価値の高い別寒辺牛湿原の高層湿原を対象にしています。

産業活動や住民生活と関わりの高い地域は、農林漁業活動に影響が生じないように留意し、自然景観の状況に応じて第2種特別地域や第3種特別地域または普通地域として産業との調整が図られます。

	道立自然公園	国定公園
特別保護地区	—————	嚴重に景観の保護を図る必要がある地域で、原則、開発行為や動植物の捕獲・採取等は許可されません。
第1種特別地域	現在の景観を極力保護することが必要な地域で、開発行為や高山植物の採取等には許可が必要です。 例えば、森林伐採の場合、10パーセント以下の択伐は許可されます。	左同
第2種特別地域	農林漁業活動については、努めて調整を図ることが必要な地域で、開発行為や高山植物の採取等には許可が必要です。 例えば、森林伐採の場合、30パーセント以下の択伐は許可されます。	左同
第3種特別地域	通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域で、開発行為や高山植物の採取等には許可が必要です。 例えば、森林伐採の場合、伐採率規制はなく許可されます。	左同
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地や農耕地等で、風景の保護を図る必要のある地域です。 一定規模を超える開発行為は届出が必要です。	左同

許可届出対象の行為であっても、行為の規模や内容によっては許可届出が不要なものもあります。(道立自然公園も国定公園も同じ取り扱いです。)